

第10表 環境年表

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1890年代 〔15億人〕 1918		・足尾鋳毒問題	
1930年代	・米、フロン開発	・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布 (当時：狩猟法)	
1940年代			
1950年代 〔25億人〕		・イタイイタイ病発見 ・水俣病発見	・県花「ノジギク」に決定
1952	・ロンドンスモッグ事件 4000 名死亡	・自然公園法公布 ・公共用水域の水質の保全に関する法律(水質保全法)公布	
1957		・工場排水等の規制に関する法律(工場排水規制法)公布	
1958	・米、ハワイ・マウナロア山観測所でCO2の観測開始	・四日市ぜんそく発生 ・ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)公布	
1960年代	・アフリカのサハラ地域干ばつ始まる。砂漠化問題の国際的な認識広がる。	・自動車排出ガス規制がスタート	・阪神地域にばい煙規制法適用 ・企画部に公害課設置 ・公害防止条例公布 ・公害審議会設置
1965		・日本の総人口が1億人を突破	
1966		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(航空機騒音防止法)公布 ・公害対策基本法公布 ・大気汚染防止法公布 ・騒音規制法公布	
1967	・米軍、ベトナムで枯葉剤を使用開始	・日本のGNP資本主義世界で第2位	
1968		・硫黄酸化物環境基準設定 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布	・大気監視センター設置 ・新公害防止条例公布
1969	・国連、生物化学兵器違法宣言決議案を可決		
1970	・全米で公害反対・環境保護のアーサー	・公害紛争処理法公布 ・公害防止事業費事業者負担法公布 ・光化学スモッグ被害発生 ・水質汚濁防止法公布 ・廃棄物処理法公布 ・公害防止組織法公布 ・環境庁設立	・公害審査会設置
1971	・米上院、マスキー法(大気清浄法)を可決		・瀬戸内海環境保全知事・市長会議設立 ・騒音に係る環境基準設定 ・公害審議会を公害対策審議会に改称 ・自然保護条例公布 ・自然保護審議会設置 ・水質審議会設置 ・全国の廃PCBを高砂に回収開始 ・兵庫県東部地域公害防止計画策定
1972	・ローマクラブ「成長の限界」発表 ・ストックホルムで「国連人間環境会議」開催 ・国連人間環境宣言採択 ・国連環境計画(UNEP)設立	・通産省PCBの生産中止を指導 ・自然環境保全法公布 ・土呂久砒素中毒発生	
1973		・北関東で酸性雨 ・大気汚染に係る環境基準改定(SO ₂ 、NO ₂ 、光化学オキシダント) ・都市緑地保全法公布 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 ・公害健康被害補償法公布 ・航空機騒音環境基準を設定	・環境局設置 ・播磨南部地域公害防止計画策定 ・ポリ塩化ビフェニール等の取扱いの規制に関する条例公布
1974	・ローランド(米)フロンガスによるオゾン層破壊説発表 ・カナダ、オンタリオ州で原住民に水俣病発見	・大気汚染防止法改正、硫黄酸化物総量規制 ・生産緑地法 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定	・水質上乘せ基準条例公布 ・神戸地域公害防止計画策定
1975			・(財)兵庫県阪神環境事業公社設立
1976		・振動規制法公布	・阪神地域における硫黄酸化物総量規制 ・「兵庫県産業廃棄物処理計画」策定 ・(社)瀬戸内海環境保全協会設立 ・尼崎市平左衛門町地先において廃棄物埋立処分開始
1977	・UNEP オゾン層保護対策について検討開始		
1978	・米、フロン使用スプレー使用禁止	・二酸化窒素に係る環境基準改定 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法を改定 ・瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法改正により瀬戸内海へCOD総量規制制度導入	
1979	・スリーマイル島原発事故		・環境アセスメント要綱制定

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1980	・米政府「西暦 2000 年の地球」で熱帯林の消滅を予測	・幹線道路の沿道の整備に関する法律の公布 ・ワシントン条約に加入	・第 1 次 C O D 総量削減計画の策定 ・燐に係る削減指導方針の策定
1981	・FAO・UNEP、「熱帯林資源評価調査」実施	・広域臨海環境整備センター法公布	
1982			・大阪湾広域臨海環境整備センター設立
1983		・環境庁第 1 次酸性雨対策調査を開始	・生活排水対策推進要綱策定 ・(財)兵庫県阪神環境事業公社を(財)兵庫県環境事業公社に改組 ・「兵庫県産業廃棄物処理計画(第 2 次)」の策定
1984	・世界湖沼環境会議大津市で開催	・湖沼水質保全特別措置法の公布 ・閣議アセス要綱	・全県全土公園化構想基本計画策定 ・阪神地域窒素酸化物総合対策推進要綱策定 ・尼崎市丸島地区埋立地竣工 ・西宮市西波止場町地先において廃棄物埋立処分開始
1985	・オゾン層保護条約採択 ・ソ連チェルノブイリ原発事故	・大気汚染防止法改正 アスベストの規制	・全県全土公園化の推進に関する条例公布 ・姫路市網干地先において廃棄物埋立処分開始
1986			・水質審議会、公害対策審議会に統合 ・鐘淵化学工業(株)に対し液状廃 PCB 高温熱分解処理計画を承認 ・第 2 次 C O D 総量削減計画の策定
1987 〔50 億人〕	・「国連環境と開発に関する世界委員会」持続可能な開発を提唱 ・オゾン層保護に係るモントリオール議定書採択	・絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律の公布	
1988	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)初会合 ・北海でアザラシ大量死 ・トロントサミット、地球環境問題の議論活性化	・公害健康被害補償法改正 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)施行	
1989	・UNEP「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択 ・特定フロン全廃のためのヘルシンキ宣言 ・二酸化炭素排出量凍結に係るノールトヴェイク宣言 ・アルシュサミット、酸性雨対策等の国際協力を強調	・エコマーク商品登場	・高砂鐘淵化学工業における液状廃 PCB 高温熱分解完了 ・産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例公布 ・ゴルフ場農薬安全使用要綱施行
1990	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 1 次評価報告書公表	・地球環境元年 ・環境庁地球環境部新設 ・地球温暖化防止行動計画策定 ・香川県豊島に産廃不法投棄	・フェニックス事業尼崎地先で廃棄物受入開始 ・公害監視センターを環境情報センターに改称 ・エメックス 90 開催 ・生活排水処理目標 2001 年に 99 % ・第 3 次兵庫県産業廃棄物処理計画 ・西宮地区埋立処分地竣工 ・加古川市志方地区において廃棄物埋立処分開始
1991 〔54 億人〕		・土壌の汚染に係る環境基準告示 ・再生資源利用促進法公布 ・廃棄物処理法改正(マニフェスト制度の導入等)	・第 3 次 COD 総量削減計画の策定 ・ゴルフ場の開発に係る環境影響評価の手続に関する要綱告示 ・「廃棄物総合処理基本指針」の策定 ・廃棄物減量化目標値設定 ・ナチュラルウォッチャー(自然環境観察員)制度の創設 ・兵庫県民地球環境保全行動指針(地球と共生・ひょうごエコライフ指針)発表
1992	・リオデジャネイロで地球サミット(国連環境開発会議)開催 環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言採択 ・持続可能な環境と開発のための行動計画(アジェンダ 21)採択 ・地球温暖化防止条例(気候変動枠組み条約)署名 ・「森林保全の原則声明」の採択	・水質汚濁防止法一部改正公布 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律の公布 ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の公布 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の公布 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布	
1993	・持続可能な開発委員会(CSD)設置 ・生物多様性条約発効 ・エメックス 93(米・ボルチモア市)	・大阪湾臨海地域開発整備法の公布 ・兵庫県地域公害防止計画承認 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行 ・気候変動枠組条約締結・生物多様性条約締結 ・環境基本法制定	・兵庫県地域公害防止計画策定 ・自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定 ・阪神地域窒素酸化物総量削減基本方針策定
1994	・気候変動枠組条約発効 ・環境経済の促進及び環境に調和する廃棄物処理確保に関する法律制定(独)	・アジェンダ 21 行動計画策定 ・初の「環境の日」で各地で記念行事 ・環境基本計画策定	・但馬理想の都の祭典 ・第 36 回自然公園大会 ・環日本海環境協力会議 ・国際エメックスセンター設立 ・加古川市志方地区埋立処分地竣工 ・兵庫県フロン回収・処理推進協議会設立

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
1995	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1,ベルリン市） ・IPCC 第2次評価報告書公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ全国募集・登録開始 ・「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ・容器包装リサイクル法公布 ・生物多様性国家戦略策定 ・グリーン購入ネットワーク発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の発生に伴う環境対策の実施 ・環境の保全と創造に関する条例公布 ・兵庫県産業廃棄物処理計画（第4次）の策定 ・（財）兵庫県環境事業公社を（財）兵庫県環境クリエイティブセンターに改組 ・兵庫県環境基本計画の策定 ・（財）兵庫県環境科学技術センターを（財）ひょうご環境創造協会に改組 ・資源循環利用促進計画の策定 ・兵庫県分別収集促進計画（第1期）の策定 ・兵庫県地球温暖化防止地域推進計画の策定 ・淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱の策定 ・第4次COD総量削減計画の策定 ・第1期窒素及び燐に係る削減指導方針の策定
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・環境税導入（オランダ） ・廃自動車政令決定（独） ・COP2（ジュネーブ市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法改正（有害大気汚染物質対策の導入等） ・水質汚濁防止法改正（地下水の浄化措置命令制度の導入等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価に関する条例公布 ・ダイオキシン類削減プログラムの策定 ・ダイオキシン類に係る環境調査の実施 ・ひょうご新エネルギービジョン策定
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・エメックス 97（スウェーデン・ストックホルム市） ・気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP 3、京都市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法の公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（処理施設設置手続の明確化、不法投棄対策の強化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価に関する条例公布 ・ダイオキシン類削減プログラムの策定 ・ダイオキシン類に係る環境調査の実施 ・ひょうご新エネルギービジョン策定
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌保全法制定 ・COP 4（アルゼンチン、ブエノスアイレス市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律の公布 ・環境ホルモン戦略計画 SPEED98の策定 ・地球温暖化対策推進大綱決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ホルモンに係る環境調査の実施 ・兵庫県自動車公害防止計画の策定 ・環境率先行動計画（ひょうごエコアクションプログラム）の策定 ・環境ホルモンに係る環境調査の実施（98～00） ・兵庫県瀬戸内海富栄養化対策推進計画の策定
1999 〔60億人〕	<ul style="list-style-type: none"> ・COP 5（独、ボン市） ・エメックス 99（トルコ、アンタルヤ市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 ・ダイオキシン類対策特別措置法の公布 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県ごみ処理広域化計画の策定 ・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター開設 ・関西夏のエコスタイル・キャンペーンスタート ・兵庫県分別収集促進計画（第2期）策定
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・COP 6（オランダ、ハーグ市） 	<ul style="list-style-type: none"> <循環型社会元年> ・循環型社会形成推進基本法公布 ・再生資源の利用の促進に関する法律を資源の有効な利用の促進に関する法律に全面改正 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）公布 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）公布 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（産業廃棄物処理に関する都道府県の権限強化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際エメックスセンターの財団法人化 ・国際園芸・造園博「ジャパンフローラ・2000」の開催 ・新兵庫県地球温暖化防止推進計画を策定 ・姫路市網干地区埋立処分地竣工 ・兵庫県地球温暖化防止活動推進センター指定 ・兵庫県地球温暖化防止活動推進員の委嘱
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・エメックス 2001（日本、神戸市） ・COP 7（モロッコ、マラケシュ） ・IPCC 第3次評価報告書公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省発足 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行 ・21世紀「環の国」づくり会議 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）公布 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB適正処理推進法）公布 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・せとうち環境創造ビジョン策定 ・ひょうご循環社会ビジョン策定 ・財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター開設 ・尼崎21世紀の森構想 ・フェニックス事業神戸地先で廃棄物受入開始

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政		
	世界の動き	国内の動き	兵庫県内の動き
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨハネスブルグで地球サミット(国連環境開発 会議)開催 ・C O P 8 (インド、ニューデリー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環の国くらし会議」 ・地球温暖化対策推進大綱改正 ・京都議定書国会で批准 ・土壌汚染対策法公布 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)公布 ・自然再生推進法公布 ・地球温暖化対策の推進に関する法律改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県廃棄物処理計画の策定 ・公共工事のグリーン化を進める環境創成5%システム発表 ・兵庫県新環境基本計画の改定 ・環境の保全と創造に関する条例で、屋上緑化等を義務化 ・兵庫県分別収集促進計画(第3期)の策定 ・グリーンエネルギー推進プログラム策定 ・第5次C O D、窒素、りん総量削減計画の策定
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料容器に強制デポジットを導入(ドイツ) ・世界水フォーラム開催(日本、京都府、大阪府、滋賀県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生推進法施行 ・土壌汚染対策法施行 ・自然再生基本方針の決定 ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布・一部施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例公布・施行 ・ひょうごエコタウン構想の承認 ・関西エコオフィス宣言スタート ・環境の保全と創造に関する条例で、一定規模以上の事業者による温室効果ガス排出抑制計画の作成等を義務付け ・兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の策定 ・阪神東南部地域でのディーゼル自動車等の運行を規制のため、環境の保全と創造に関する条例を改正